

水際対策強化に係る新たな措置（１０）
（外国人の新規入国等の一時停止の継続）

令和３年３月１８日

「水際対策強化に係る新たな措置（７）」（令和３年１月１３日）において、緊急事態解除宣言が発せられるまでの間実施することとした以下の措置は、当分の間、継続するものとする。

- （１）ビジネストラック及びレジデンストラックの一時停止
- （２）全ての国・地域からの新規入国の一時停止
- （３）全ての国・地域への短期出張からの帰国・再入国時における特例措置の一時停止

（以上）